

証券コード 6731
2024年10月24日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀一丁目4番12号
株式会社ピクセラ
代表取締役社長 藤 岡 毅

臨時株主総会兼普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会兼普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

臨時株主総会兼普通株主様による種類株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会兼普通株主様による種類株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://pixela-group.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2024年11月21日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2024年11月22日（金曜日） 午前11時 |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビルB1
ハートンホール本町
(会場及び開始時刻が第42期定時株主総会と異なっておりますのでご注意願います。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |

3. 目的事項

決議事項

【臨時株主総会】

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当による第20回新株予約権の発行の件

第3号議案 取締役3名選任の件

【普通株主様による種類株主総会】

議 案 定款一部変更の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日の受付開始は午前10時30分を予定しております。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎書面またはインターネットによる議決権行使の方法については、3頁をご覧ください。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

〈書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きについて〉

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年11月21日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2024年11月21日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人) 三菱UFJ信託銀行 証券代行部

・本サイト利用ガイド

・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
(諸届用紙等のご請求)

お問合せ先
三菱UFJ信託銀行
証券代行部
(株主総会に関する
お手続きサイトに係
るお問合せ)
Tel 0120(173)027
(通話料無料)

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID - - - (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード

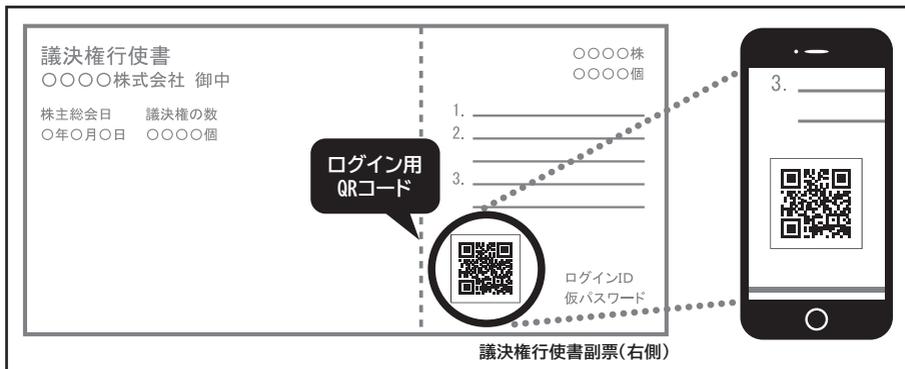
パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されております。

パスワードを失念またはロックしてしまった場合は、「パスワード初期化の届出書」を印刷し必
要事項をご記入の上、三菱UFJ信託銀行 証券代行部宛にご郵送ください。

(2) スマートフォンによる方法

- ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

【臨時株主総会】

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の定款第6条に定める発行可能株式総数は2,778万1,104株であり、2024年7月31日現在の当社発行済株式総数は2,749万7,156株となっております。第2号議案「3. 本新株予約権の発行の目的及び理由」に記載の第20回新株予約権の発行による増資、及び調達した資金を用いた既存ビジネスの強化と新規市場への積極的な展開の同時実現により、持続的な成長と競争力の向上を目指すべく、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>27,781,104株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は27,659,224株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は81,880株、B種種類株式の発行可能種類株式総数は40,000株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>109,988,624株</u> とし、普通株式の発行可能種類株式総数は109,866,744株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は81,880株、B種種類株式の発行可能種類株式総数は40,000株とする。

第2号議案 第三者割当による第20回新株予約権の発行の件

1. 提案の理由

当社は、2024年9月26日付の取締役会決議において、EVO FUND(以下「割当予定先」といいます。)に対して、下記2の要領にて、第三者割当により第20回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議しましたが、本新株予約権の行使価額20円は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2024年9月25日)における当社普通株式の終値81円に対して75.3%(小数第2位以下を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様に計算しております。)のディスカウント、同直前取引日までの直近1カ月間の当社普通株式の終値の平均値81.67円(小数第3位以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に対して75.5%のディスカウント、同直近3カ月間の当社普通株式の終値の平均値85.27円に対して76.5%のディスカウント、同直近6カ月間の当社普通株式の終値の平均値92.70円に対して78.4%のディスカウントであり、また、本新株予約権の発行価額0.01円(普通株式1株あたり0.0001円)は、割当予定先に特に有利な金額に該当する可能性が高いものと判断しております。

また、本新株予約権の行使により発行される当社普通株式数75,000,000株は、2024年7月31日現在の当社発行済普通株式総数である27,415,276株(議決権数269,665個)に対して273.57%(議決権総数に対し278.12%)(小数第3位を四捨五入)にあたります。

以上のことから、本臨時株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認(特別決議)をお願いするものであります。

2. 募集の概要及び発行する新株予約権の内容

<第20回新株予約権の発行の概要>

(1) 割当日	2024年11月25日
(2) 発行新株予約権数	750,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額7,500円（新株予約権1個あたり0.01円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	普通株式75,000,000株
(5) 資金調達額	1,493,222,500円
(6) 行使価額	1株あたり20円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) 権利行使期間	2024年11月26日（当日を含みます。）から2025年11月25日（当日を含みます。）までとします。
(10) その他	本新株予約権の発行は、①本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認（特別決議）されること、②本臨時株主総会において、当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認（特別決議）されること、並びに③金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、①本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認（特別決議）されること（特定引受人との間の総数引受契約が承認されることを含みます。）、②本臨時株主総会において、当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認（特別決議）されること、並びに③金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件に、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する本買取契約を締結します。

(注) 発行要項を、別紙として添付しております。

3. 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社は、AV関連事業及び家電事業という2つの主要分野で事業を展開し、これまで多様な製品を市場に提供してまいりました。AV関連事業では、創業以来、TVチューナー周辺ソフトウェア開発を基盤にし、多岐にわたる製品を開発・販売してきました。一方、家電事業では、ジェネリック家電ブランド「A-Stage」と、体験価値を提案する「Re・De」の2つのブランドを中心に、消費者のニーズに応える製品を展開しています。

しかし、近年、TVチューナーの需要が減少していることを背景に当社の財務状況が悪化したことから、2023年1月18日付「構造改革の実施に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2023年3月にAV関連事業において構造改革を実施し、総人員の約66%を削減しました。この大幅なスリム化により、年間約6億円の経費削減を実現し、事業の効率化と収益性の向上を達成しました。

さらに、2023年11月29日付「構造改革の実施に関するお知らせ」及び「人員削減等の合理化に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2024年には追加の構造改革を実施し、更なる効率化と収益改善を図りました。2024年8月14日付「構造改革の進捗状況に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、この改革では、グループ全体の人員をさらに約26%削減し、年間約129百万円の人件費を削減するとともに、東京オフィスの移転による年間約42百万円のコスト削減、また減資による租税公課の削減約50百万円、その他倉庫保管料や製品開発関連の報酬、株式管理料などの経費をゼロベースから見直しており、追加コスト削減を達成しました。この結果、この2回の構造改革により、年間約8.2億円のコスト削減を実現し、事業全体のコスト構造を最適化しました。

これらの構造改革を基盤に、当社は新たな成長の柱となる分野の開拓に着手しています。2023年1月からはウェルネス及びヘルスケア関連の新製品開発に本格的に取り組んでおり、これまでの技術的な経験を活かし、革新的な製品とサービスを提供することで、新たな価値を創出することを目指しています。家電事業においては、「Re・De」ブランドのリブランディングを行い、新たに理美容家電「Re・De Hairdry」、睡眠革命をコンセプトにした「Re・De Ring」をリリースしました。急速な円安による生産コストや輸送コストの増加により、家電事業全体は厳しい環境に直面していますが、「Re・De」ブランドの製品はクラウドファンディングにおける順調な資金調達と堅調な販売を維持しており、各種メディアで取り上げられる機会も多く、ブランド認知度は確実に拡大していると考えております。

<今後の戦略と資金の使途>

こうした背景を踏まえ、当社は安定した企業運営と持続的な成長を実現するために、本資金調達を活用して以下の4つの戦略を実行いたします。

(1) 生産資金の確保、新製品の投入、マーケティング、プロモーションの強化によるAV関連事業及び家電事業の売上最大化

当社は、過去数年間にわたる構造改革により、AV関連事業及び家電事業の収益構造を最適化し、上記のとおり年間約8.2億円のコスト削減を達成しました。この成果を基盤に、主力製品であるワイヤレステレビチューナー「XIT-AIR120CW」及び「LTE対応 SIMフリーホームルーター PIX-RT100」の安定供給と販売機会の最大化を目指しています。2025年度末までに、これらの製品の市場シェアを10%増加させることを目標としており、現在のシェアを基にした成長率をさらに強化します。さらに、今回の資金調達を通じて、生産ラインの拡充により供給力を強化し、2024年度内には新たな生産体制を整備します。これにより、2026年度末までに革新的な新製品を3つ以上市場に投入し、マーケティング・プロモーションの強化を進めることで、AV製品、家電製品市場におけるシェアを向上させる計画です。

これらの戦略的投資により、短期的な売上拡大だけでなく、持続可能な長期的成長を実現し、2027年度までには年間売上高を20%以上増加させ、営業利益率を15%以上に引き上げることを目指します。これにより、企業価値の向上と安定した収益を実現してまいります。

(2) ウェルネス・ヘルスケア事業への新規展開

ウェルネス及びヘルスケア市場は、今後数年間で急速に成長することが予測されており、日本市場においても2025年には約37.6兆円、2030年には約46.6兆円に達する見通しです。この市場拡大を背景に、当社はウェルネス及びヘルスケア分野への積極的な参入を進めております。

当社は、強みであるソフトウェア及びハードウェア開発の技術力を活かし、今回調達した資金を新製品開発に投入します。新興ブランドとして、ウェアラブルIoTデバイス、特にスマートリングを中心に、スキンケア、ヘアケア、オーラルケアなど、健康維持や美容に貢献する製品群を新たに展開する計画です。

特にスマートリングにおいては、現時点ではまだ販売を開始してはいないものの、2026年度末までに国内市場でのシェア20%の達成を目指しており、複数の追加機能を持つ製品の投入と積極的なマーケティング活動を展開します。具体的には、環境センサーの追加、決済機能の追加、Web3.0への対応を行う等新製品の開発を行い、当該製品に対して積極的なマーケティング活動を行い売上、利益を拡大することを目指します。これにより、当社はスマートリング市場において確固たるポジションを築き、ユーザーに新しい体験価値を提供することを目指しています。

さらに、当社はオーガニックヘアケアプロダクト、オーガニックスキンケアプロダクトの企画、開発、販売を行うオーガニックプロダクト事業とロードバイクのようなプロダクト開発とソフトウェア開発を行うフィットネス事業への参入を検討しており、消費者のニーズに応えることを目指します。

A オーガニックプロダクト事業への参入

オーガニック製品市場は、消費者の健康志向と環境意識の高まりを背景に、急速な成長が見込まれています。例えば、オーガニックスキンケア市場は2024年に122億ドルの規模に達し、2028年には185億8,000万ドルに成長すると予測されており、年平均成長率（CAGR）は11.1%です。

また、オーガニックヘアケア市場も2024年に16億4,843万ドルの規模に達し、2030年には23億5,890万ドルに成長すると予測されており、年平均成長率（CAGR）は6.2%となっています。当社は、国内外での販路展開において、主にDtoC（Direct to Consumer）の戦略を採用しています。具体的には、EC（電子商取引）を中心とした販売をメインに行う予定です。これにより、流通コストを削減しつつ、顧客との直接的なコミュニケーションを通じて、ブランドの価値をより強固なものにしていきます。EC販売の強みを活かし、迅速かつ効率的に市場にアプローチできる点を強調し、国内外の消費者に幅広くリーチすることを目指しています。

このように、オーガニック市場は今後も高い成長を続けると期待されており、当社は、今回の資金調達を活用し、オーガニックヘアケア及びスキンケア製品のラインアップを立ち上げる予定です。具体的には、新しい製品ラインの開発に向けた研究開発を推進し、2025年度末までに5つの新製品を市場に投入する予定です。また、これに伴い、製品のブランドマーケティングにも投資し、消費者認知度の向上を図ります。

さらに、SNSを活用したマーケティング戦略を強化します。具体的には、インフルエンサーとのコラボレーションや、ユーザー生成コンテンツを活用したキャンペーンを展開し、特に20代から40代の健康志向の高い消費者層にアプローチします。これにより、製品の認知度を高め、オンラインでの販売を促進します。

これらの施策により、全国規模での市場シェア拡大を図ります。このような取り組みを通じて、当社はオーガニックプロダクト市場における確固たる地位を築き、ブランド価値を一層高めることを目指します。

B フィットネス事業への参入とWeb3.0の融合

フィットネス市場、特にヴァーチャルフィットネス分野は、COVID-19パンデミックを契機に急成長を遂げています。グローバルヴァーチャルフィットネス市場は2024年に約65億ドルに達し、2030年には約90億ドルに成長すると予測されており、年平均成長率（CAGR）は8.0%となっております。

当社は、この成長市場において、IoT技術を活用して具体的なデータに基づくパーソナライズされたフィットネスサービスを展開します。具体的には、スマートリングやウェアラブルデバイスを通じて、ユーザーの運動量、心拍数、睡眠パターン、カロリー消費などのリアルタイムデータを収集・分析します。このデータを基に、ユーザーごとに最適化された運動プランや健康アドバイスを提供することで、個々のニーズに合わせたフィットネス体験の実現を目指します。

さらに、当社のサービスでは、ユーザーが達成したフィットネスゴールに応じてポイントやトークンを付与する「Health to Earn」プラットフォームを導入します。これにより、ユーザーは運動することで経済的なインセンティブを得られ、モチベーションを維持しやすくなります。この仕組みによって、単なる運動サポートに留まらない、ユーザーのライフスタイル全体をサポートする包括的なサービスを提供することを目指します。

具体的には、ユーザーの健康データを安全に管理しつつ、経済的な価値を生み出すエコシステムを構築することを目指しています。当社のスマートリングやウェアラブルデバイスを通じて収集される健康データ（例：心拍数、睡眠パターン、運動量など）を、ブロックチェーン技術を活用してセキュアに保管します。この技術により、ユーザーは自分のデータに完全なコントロールを持つことができ、データの共有範囲や用途を自ら選択することが可能です。

このエコシステムでは、ユーザーが選択したデータを匿名化し、当社の提携する研究機関やパートナー企業に提供することで、その対価としてポイントやトークンが付与されます。これらのトークンは、当社のサービス内での製品購入に利用できるほか、提携する他のウェルネス関連サービスの利用にも充当できる仕組みを提供します。

さらに、ユーザーが運動目標を達成したり、継続的に健康管理を行った場合にも追加のトークンを獲得できる「Health to Earn」モデルを導入します。これにより、ユーザーは健康的なライフスタイルを維持しながら、経済的なメリットを得ることができ、より積極的に健康管理に取り組むインセンティブが生み出すような仕組みを構築することを目指します。

Web3.0技術とフィットネスサービスの融合を図り、ユーザーが日々の運動データや健康データを活用して報酬を得る「Health to Earn」モデルを構築し、運動をすることが単なる健康維持の手段に留まらず、経済的インセンティブを伴う行動となり、ユーザーのエンゲージメントを飛躍的に高めることを目指します。

C 革新的なIoTデバイスの展開とウェルネス市場への進出

当社は、IoT技術を駆使したウェアラブルデバイスの開発に注力しています。2024年にリリースした「Re・De Ring」は、睡眠の質を向上させる革新的な機能を搭載し、クラウドファンディングでも2,380万5,200円の調達を達成し、成功を収めました。この製品は、睡眠の質に関するデータを収集し、ユーザーに最適な改善策を提案することで、健康管理の新しいスタンダードを提供しています。今後も「Re・De Ring」に代表されるようなIoTデバイスやヘルスケアデバイスを開発し、それらから得られるデータをWeb3.0技術と連携させたサービスを展開していくことを目指します。具体的には、ユーザーが日々の健康データ（例：睡眠の質、心拍数、運動量など）をリアルタイムでモニタリングできるプラットフォームを提供します。このプラットフォームは、ユーザーのデータをブロックチェーン上で安全に管理し、ユーザー自身がデータをコントロールできるように設計されています。ユーザーが運動目標を達成したり、日々の健康データを共有することで、ポイントやトークンを獲得できる「Health to Earn」モデルも導入し、ユーザーのモチベーションを高めます。これにより、当社は単にデバイスを提供するだけでなく、ユーザーが継続的に健康を管理し、経済的なメリットを享受できる包括的なヘルスケアエコシステムを構築することを目指します。

また、今回調達する資金を新製品開発に充当することで、オーガニックプロダクトのラインナップを拡充し、ウェルネス・ヘルスケア分野での事業多角化を進めることを目指します。これにより、当社はウェルネス・ヘルスケア市場における強力なプレゼンスを確立することを目指します。

(3) 「Re・De」ブランドのグローバル展開とクラウドファンディングの活用

「Re・De」ブランドは、その独自のデザインと高品質な製品で、国内外から高い評価を得ており、グローバル展開のポテンシャルを有していると考えております。今回調達する資金をマーケティング、プロモーション費用に充当し、中国、韓国、台湾、北米市場をターゲットに、ブランドのグローバル展開を加速させる計画です。現時点では、市場リサーチの段階ですが、今後、現地の販売代理店と戦略的に提携し、効果的なマーケティング活動を展開することで、「Re・De」ブランドの認知度を高めることを目指します。

さらに、今後は、各国及び北米市場向けのクラウドファンディングの活用も視野に入れることで、新製品の早期市場投入を実現し、ユーザーのニーズに迅速に対応します。クラウドファンディングは、新製品のプロトタイプテストや市場反応を早期に把握するための有効な手段であり、リスクを最小限に抑えつつ、製品開発を進めることが可能と考えております。たとえば、北米市場向

けには、クラウドファンディングを通じて新製品の試作品を提供し、消費者からのフィードバックを受けながら製品の改良を進めることを目指します。こうした取り組みにより、ターゲット市場を大幅に拡大し、国際競争力を強化してまいります。

(4) Web3.0技術を用いた新規事業展開

当社は、Web3.0技術を活用した革新的なプロジェクト「Health(Watch) to Earn」を立ち上げます。このプロジェクトは、当社の成長戦略における重要な柱であり、ブロックチェーン技術を基盤とした新しいデジタル経済圏を創出することを目指しています。

Web3.0は、分散型のデータ管理やスマートコントラクトによるビジネスモデルの変革を可能にする新しいインターネットの形態です。当社の「Health(Watch) to Earn」プロジェクトの新規性は、ユーザーが自らのバイタルデータを所有し、それを通じて経済的な価値を直接得られる点にあります。これは、データの収益化が中央集権的なプラットフォームに依存している従来のモデルとは異なり、ユーザー自身がデータの管理者として報酬を得ることができる革新的なアプローチです。

さらに、当社はウェアラブルIoTデバイスやテレビ視聴データから得られるバイタルデータを活用し、ユーザーが日常の活動を通じて経済的なインセンティブを得ることができる新しい収益モデル「Watch to Earn」や「Health to Earn」を導入します。このモデルの革新性は、ユーザーの生活習慣や健康管理が直接的な経済的メリットと結びつく点にあります。たとえば、睡眠データを活用した「Health to Earn」では、良質な睡眠を取ることでユーザーが報酬を得ることができ、そのデータはブロックチェーン上で安全かつ透明性のある形で管理されます。

他社の健康管理アプリが提供するデータトラッキングや「Health to Earn」モデルが市場に存在する中で、当社のプロジェクトはこれらの先行モデルと異なり、AV家電事業で培った技術力とシナジーを活かし、実際に存在するIoTデバイスである「Re・De Ring」とWeb3.0技術を結びつけることで、ユーザーにリアルな体験を提供することを目指すことで、独自の価値を提供します。

「Re・De Ring」は、ユーザーの健康データを正確に収集し、そのデータをブロックチェーン技術によって安全に管理します。このデータを活用して、ユーザーが健康的な生活を送ることで経済的なメリットを享受できる「Health to Earn」プラットフォームを提供します。具体的には、スマートコントラクトを利用して、ユーザーのデータに基づいた自動的な報酬配分を実現し、これまで以上に透明性が高く、公正なシステムを構築することを目指します。

このアプローチにより、既存の「Health to Earn」アプリとは一線を画し、物理的なデバイスとデジタル技術を融合させることで、より深いユーザーエンゲージメントを促進します。また、当社のプロジェクトは、ユーザーの健康寿命の延伸や予防医療の推進、生産性向上といった社会的課題の解決にも寄与することを目指しています。これにより、単なるデータ収集や報酬提供を超えた、ユーザーの生活全体にポジティブな影響を与えるエコシステムを構築することを目指します。

一方、当社の「Watch to Earn」モデルは、若年層を中心に「テレビ離れ」が進んでいる現状に対する新たな解決策を提供できるものと考えております。このモデルでは、ユーザーが当社のテレビ関連製品を利用して視聴したコンテンツデータに基づき、仮想通貨やデジタル資産を獲得できる仕組みを構築します。視聴するだけで経済的なりターンを得られるため、ユーザーにとってテレビ視聴が再び魅力的な活動となることを目指しています。

これにより、テレビ離れに歯止めをかけるとともに、コンテンツ提供者や広告主にとっても新たなマーケティングの機会を創出できます。具体的に、「コンテンツ提供者」とは、テレビ局や配信サービス、映像制作会社などの業者を指します。

「新たなマーケティングの機会の創出」としては、ユーザーの視聴データをコンテンツ提供者に提供することで、視聴者の嗜好や行動パターンをより詳細に分析できるようになります。これにより、コンテンツ提供者はターゲットを絞った広告やプロモーションを実施できるようになり、ユーザーに対してよりパーソナライズされた体験を提供することが可能となります。既存の視聴データ取得システムとの差別化として、当社のモデルでは、仮想通貨やデジタル資産の付与といった独自のインセンティブを導入しており、これによりユーザーの関与を高めることができます。また、こうした独自の価値提案により、当社が新規参入する余地があると考えております。

今回の新規事業構築に対する資金調達を通じて行われるWeb3.0技術を用いたこの新規事業展開は、当社の事業ポートフォリオに多様性を加え、競争力を強化する基盤となると確信しています。

当社は、プロジェクトのスケールを拡大するために、複数の関連事業者との提携を進めています。具体的には、ある大手ブロックチェーン技術提供企業（以下「A社」）及びデータ管理システム開発に特化した企業（以下「B社」）との提携を通じて、Web3.0技術の導入に必要なインフラ構築及びデータ管理システムの開発を進めています。契約の詳細については現在調整中です。

当社と提携事業者の役割分担としては、当社がプロジェクトの全体的な戦略設計及びプロダクト開発を担当し、A社がブロックチェーン技術のインフラ提供とシステム運用を担当、B社がデータの収集及び管理システムの開発を主導します。また、プロジェクトのマーケティング戦略についても、提携事業者と協力して進めてまいります。

本新規事業の収益源としては、主に以下の3つを予定しています。

1. **アプリ月額費用**：ユーザーが当社のアプリを利用するための月額利用料を設定し、安定した収益基盤を構築します。
2. **アプリ内広告収入**：ユーザーの利用データに基づいたターゲティング広告をアプリ内に配置し、広告収入を得る予定です。
3. **データ利用料**：Web3.0技術を活用し、ユーザーの同意を得たうえで、匿名化されたバイタルデータを関連する企業や研究機関に提供し、その対価としてデータ利用料を得るビジネスモデルを構築します。

これらの収益モデルを組み合わせることで、デジタル時代におけるリーダーシップを確立し、持続可能なビジネスモデルを構築することを目指します。これにより、企業価値の大幅な向上を目指してまいります。

これらの戦略に基づき、当社はAV関連事業、家電事業、ウェルネス・ヘルスケア事業の3本柱を中心に持続的な成長を追求します。これまで培ってきた技術開発の経験をもとにして、Web3.0技術の活用による新しいビジネスモデルの構築と、グローバル市場への積極的な展開を通じて、企業価値を大幅に向上させ、投資家の皆様にとって魅力的で長期的な価値を提供してまいります。但し、本事業展開において、プラットフォーム開発と初期市場投入前の検証結果が思わしくなかった場合、プロジェクトの中止を検討する可能性があります。

- ・技術的リスク：プロジェクトの進捗状況と技術的課題を継続的にモニタリングし、問題が発生した場合には早期に対応策を講じます。
- ・市場リスク：初期市場投入前のパイロットテストや市場調査を通じて、ユーザーの反応を評価し、必要に応じて事業計画の修正や改善を行います。
- ・プロジェクト中止の判断基準：技術的な実現性、ユーザーの需要、初期市場テスト結果が当初の期待を大きく下回る場合、追加のリスクを回避するためにプロジェクトの中止を検討します。

4. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

当社は、資金調達の検討を進める中で、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法も検討してまいりました。当該検討の過程で、他の手段との比較を行い、また、各調達手段の〔メリット〕及び〔デメリット〕を総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権並びに株式会社ピクセラ第10回無担保普通社債及び株式会社ピクセラ第11回無担保普通社債（以下両社債を併せて「本社債」といいます。）の発行による資金調達を採用することといたしました。本スキームの特徴として、本新株予約権の発行と並行して、割当予定先に対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達し、本新株予約権の行使による払込代金により、資本調達及び社債の償還を行う仕組みとなっております。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、2023年12月29日に実施した前回資金調達において第18回新株予約権及び第19回新株予約権を発行いたしました。第18回新株予約権については2024年5月27日付「第三者割当により発行された第18回新株予約権の行使完了に関するお知らせ」のとおり2024年5月24日をもって行使が完了し約818百万円を調達することができました。一方で、第19回新株予約権については、市場での速やかな売却が可能である普通株式に転換できないB種種類株式を目的とするものであり、かつ、今後当社に喫緊の資金需要が生じた際に、追加的に資金を調達することを可能とするものであり、本日現在において、第19回新株予約権は行使されておらず、直近での行使の見込みもない旨伺っております。前回資金調達を決議した2023年11月29日の当社取締役会においては、更なる、固定コストの削減、収益構造や事業構造の転換を目的として、①当社グループにおける人員削減合理化、②東京オフィスの移転及び③経費の削減（詳細については2023年11月29日付「構造改革の実施に関するお知らせ」をご参照ください。）の実施を決定し、その後①については2023年11月29日付「人員削減等の合理化に関するお知らせ」及び2024年5月15日付「特別損失の計上に関するお知らせ」、②については2024年8月14日付「特別損失の計上に関するお知らせ」、③については2023年11月29日付「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」及び2024年2月28日付「（開示事項の経過）資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分に関するお知らせ」、さらにいずれも2024年8月14日付「（開示事項の経過）構造改革の進捗状況に関するお知らせ」のとおり着実に進めてまいりました。

人件費削減額は約129百万円、東京オフィスの移転による経費削減額は約42百万円、減資による租税公課の削減効果は約50百万円を見込んでおり、固定費総額年間約221百万円の経費の削減効果を見込んでおりますが、当社業績回復、企業価値向上に向けた収益性の改善を目的とした事業の再構築の施策を実施中であり、現

時点においては、合理的な業績予想の算定には不確定要素が多い状況であります。2024年9月期第3四半期の連結業績においても営業損失は△581百万円になるなど、未だ赤字を解消するには至っていないため、当社は日々の運転資金にも窮する状況となっております。

そのような中、当社の財務体質をさらに抜本的に立て直す手段として、従前より複数回にわたり無担保社債の引受を通じた資金提供を受け、かつ、前回資金調達引受先でもあるEVO FUNDに対して本新株予約権及び本社債を発行する本スキームの提案を、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号代表取締役社長 ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）から2024年6月下旬に受けました。その後、提案内容について当社内で検討を行い、EJSとスキームや行使価格、社債の金額についてやり取りを複数回重ね、諸条件について双方で合意しました。

なお、EVO FUNDに対するこれまでの社債の発行状況は以下のとおりです。第9回社債に関しては、発行後、第18回新株予約権の行使があったことから当該社債による調達資金を使用することはなく、手元資金として保有した後、2024年2月2日に全額償還しております。なお、第9回社債の発行に関しては、2023年11月29日付「第三者割当による第18回新株予約権及び第19回新株予約権の発行、新株予約権の買取契約の締結、株式の併合、定款の一部変更並びに第16回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載しているとおり、発行時に速やかに開示すべきであったところ、当該開示を失念し、発行に係る開示を行っておりません。

社債回号	払込日	償還状況、満期	金額	利率	調達資金の充当状況
第1回	2022/12/28	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第2回	2023/2/15	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第3回	2023/3/16	償還済	200百万円	1.0%	全額充当済
第4回	2023/6/23	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第5回	2023/7/25	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第6回	2023/9/14	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第7回	2023/10/18	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第8回	2023/11/20	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第9回	2023/12/22	償還済	50百万円	1.0%	手元資金として保有した後、全額を償還に充当済

また、本新株予約権、本社債の概要は以下のとおりです。

<本新株予約権>

当社が割当予定先に対して行使期間を1年間とする本新株予約権750,000個を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は75,000,000株です。また、本新株予約権の行使価額は20円で固定されています。

<本社債>

当社は、本新株予約権の発行と同時に割当予定先であるEVO FUNDに対して、契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、以下「本社債の概要」記載の内容にて発行価額総額750,000,000円の社債（本社債）を発行することを予定しております。本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、概ね本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなるか、又は当初の想定調達額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達が可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことから、本新株予約権及び本社債を同時に発行することを決議いたしました。なお、第11回無担保普通社債につきましては、2024年9月26日付取締役会決議及び本臨時株主総会の決議に基づき、本新株予約権が発行されていることが払込の前提条件となっております。万一、本臨時株主総会において本新株予約権の発行に係る決議が否決された場合、第10回無担保普通社債については、当社の事業で得た資金を償還に充当する予定です。

本社債の概要

1. 名称	株式会社ピクセラ第10回無担保普通社債 株式会社ピクセラ第11回無担保普通社債
2. 社債の総額	株式会社ピクセラ第10回無担保普通社債：金150,000,000円 株式会社ピクセラ第11回無担保普通社債：金600,000,000円
3. 各社債の金額	株式会社ピクセラ第10回無担保普通社債：金3,750,000円の1種 株式会社ピクセラ第11回無担保普通社債：金12,500,000円の1種
4. 払込期日	株式会社ピクセラ第10回無担保普通社債：2024年10月8日 株式会社ピクセラ第11回無担保普通社債：2024年11月25日
5. 償還期日	2025年5月17日
6. 利率	年率0.0%
7. 発行価額	額面100円につき金100円

8. 償還価額	額面100円につき金100円
9. 償還方法	<p>満期一括償還</p> <p>(1) 当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の5営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。</p> <p>(2) 2024年11月25日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の2週間前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。</p> <p>「基準金額」は20円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。</p> <p>(3) 当社は、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の2週間前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。</p> <p>(4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。</p> <p>(5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。</p>

	<p>(6) 当社において、50%を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味する。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。</p> <p>(7) 第10回社債に関し、当社は2024年11月25日に本新株予約権が発行されない場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還します。</p> <p>(8) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が、本社債の金額（第10回社債が残存する間は3,750,000円、第10回社債が全て償還され第11回社債が残存する間は12,500,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債（第10回社債が残存する間は第10回社債をいい、第10回社債が全て償還され第11回社債が残存する間は第11回社債をいいます。）を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の3営業日後の日（当日を含みます。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。なお、第11回社債との関係では、本項は第10回社債が全部償還されることを条件に効力が生じるものとします。</p>
10. 総額引受人	EVO FUND
11. 資金使途	ウェルネス事業への投資資金、新製品の生産資金、既存製品の生産資金

株式会社ピクセラ 第20回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ピクセラ第20回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金7,500円(本新株予約権1個当たり0.01円)
3. 申込期日 2024年11月25日
4. 割当日及び払込期日 2024年11月25日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。
EVO FUND 750,000個
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は75,000,000株(本新株予約権1個当たり100株(以下「割当株式数」という。))とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 750,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金0.01円
9. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、20円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}$$

既発行普通株式数 + 交付普通株式数

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合及び当社の株式報酬制度に基づき報酬として交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割又は株式無償割当てにより当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株

予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
2024年11月26日（当日を含む。）から2025年11月25日（当日を含む。）までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得事由
該当事項なし。
14. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
16. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 - (4) 本項の規定に基づき、本新株予約権の行使請求が行われた場合、当社は、本新株予約権者に対し、本新株予約権に係る買取契約及び本発行要項に基づき本新株予約権者の本新株予約権の行使請求が可能である場合には、本新株予約権の行使を拒否することができない。
17. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
19. 払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 堺支店
20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。
21. 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
22. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

第3号議案 取締役3名選任の件

新たに取締役3名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。

当社は、これまで、テレビチューナー関連製品を中心に製品展開をしてまいりました。しかしながら近年、昨今の「テレビ離れ」やテレビのコンテンツがインターネット再配信によって置き換えられたことにより、消費者の需要はテレビからインターネット上のストリーミングサービスへ移行し、テレビ市場の縮小が顕著になり、当社のコア技術であるテレビチューナー周辺ソフトウェアの技術ニーズが大きく低下する状況となりました。また、半導体不足、材料価格の高騰、円安による生産コストの増加といった要因により、生産ラインにも支障をきたし、収益基盤及び財務基盤の両面において創業以来の経営危機をむかえました。

そこで当社グループでは、この経営危機を乗り越えるため、2023年1月から2024年7月まで、大規模な構造改革の実施に踏み切り、当社グループ内での業務の統合やスリム化を図った結果、当社は、売上規模にあった企業規模にまで縮小し、縮小路線での合理化の実現を果たしました。

当社は、ここからの経営戦略としては、企業価値の向上へ向け、当社企業グループ全体での経営安定化を最重点項目とし、事業の再構築、成長路線へ向けて舵をきり、新事業分野への進出・展開、新製品開発、新製品のラインナップの拡充、販売チャネルの拡大に向けて営業力の強化を図ります。同時に、当社及び関連会社（以下「当社グループ」と言います。）全体の資金をより効率的に活用し、グループで最大限の利益確保と新規開発を安定確保できるグループ財務マネジメントの強化及び、世の中にない面白いものを生み出すベンチャー理念を大切に、当社グループの従業員一人一人が最大限の能力を発揮し、協力しあい目標を達成できるグループ人材能力マネジメントの強化も重要な課題と考えています。さらに、事業の再構築、成長路線へ向けた経営戦略をとる中で、より一層のガバナンスの強化も必須であると考えています。

当社が今後経営戦略を進めていく中で、経営戦略の重要な3本柱である営業、財務経理・人事、ガバナンスの各分野から、取締役の3名を新たに増員することいたしました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	(新任) なり た とも え 成田 友依 (1974年8月16日生)	1993年4月 株式会社バイテック入社 2004年5月 バンテック・ワイヤレス・ジャパン株式会社入社 2011年4月 同社 営業部 課長代理 2015年11月 当社入社 営業本部 第二営業部 2016年2月 当社経営企画本部 営業企画部 2021年4月 当社経営企画本部 営業企画部 部長 2023年8月 当社営業企画部 部長(現任)	一株
[取締役候補者とした理由] 成田友依氏は、電子機器、半導体業界において販売や購買部門に携わり、豊富な経験と知見を有しております。当社では主にリテール事業を担当し、営業戦略に大きく貢献しており、当社の事業再構築、成長戦略として新事業分野への進出、展開、新製品開発、新製品のラインナップの拡充、販売チャネルの拡大に向けて営業力の強化を図るためには必要不可欠な人材であることから、持続的成長と中長期的な企業価値の向上、販売戦略の実行を図る観点から、新たに取締役候補者としていたしました。			
2	(新任) いわ い とおる 岩井 亨 (1968年12月13日生)	2001年5月 株式会社コス(現 株式会社堀場アドバンステクノ)入社 管理部 2011年3月 東洋テック株式会社入社 経理部 2013年4月 四方工業株式会社入社 グローバル経理部長 2014年7月 当社入社 管理部 経理グループ 2018年2月 当社経営企画本部 経営管理部 部長 2019年6月 株式会社A-Stage 取締役管理部長(現任) 2023年9月 当社経営管理本部 本部長 兼 情報システム部 部長(現任)	一株
[取締役候補者とした理由] 岩井亨氏は、複数の事業会社において、長年に亘り、経理、財務、人事である管理部門の責任者を経験し、M&Aにおける立上げ、ポスト・マージャー・インテグレーション(PMI)を得意とし、またグローバル経理部長などを歴任し海外現地法人の経営統括管理など幅広い豊富な実務経験、専門知識を有しております。当社では、その経験を活かし、経理、財務、人事である管理部門の責任者を務めております。また、2019年6月からは当社子会社A-Stageの取締役に就任し、当社企業グループの経理、財務、人事である管理部門の統括実行を行っております。2023年1月からの構造改革、組織改革に尽力し、当社グループの事業再構築の実行に寄りました。今後の当社企業グループの経営戦略において、効率的な企業グループでの財務マネジメント、グループ人材能力マネジメントの強化、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営管理、経営戦略の実行を図る観点で、必要不可欠な人材であることから、新たに取締役候補者としていたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	(新任) 真鍋 孔明 (1988年11月19日生)	2012年4月 月島機械株式会社(現 月島ホールディングス株式会社)入社 2014年11月 株式会社スウィップ(現 株式会社PocketPlot)設立 代表取締役(現任)	一株
	〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 真鍋孔明氏は、ソフトウェア業界、クロスボーダーEC業界に精通し、起業家としてベンチャー企業を立ち上げ、企業経営者として、クロスボーダーEC業界において顧客ニーズに合致する製品を生み出す顧客開発力、製品を軸に収益モデルを構築する事業開発力において豊富な経験、技術及び幅広い見識を有しております。その豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から、当社の経営に的確な提言・助言等をいただくことにより、当社の意思決定の健全性・透明性の向上及びコーポレート・ガバナンスの強化を期待し、社外取締役候補者としております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員として行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る賠償金、訴訟費用等の損害について補償対象とするものであり、各候補者が取締役を選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
3. 真鍋孔明氏は、社外取締役候補者であります。なお、選任が承認された場合、当社は真鍋孔明氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
4. 真鍋孔明氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

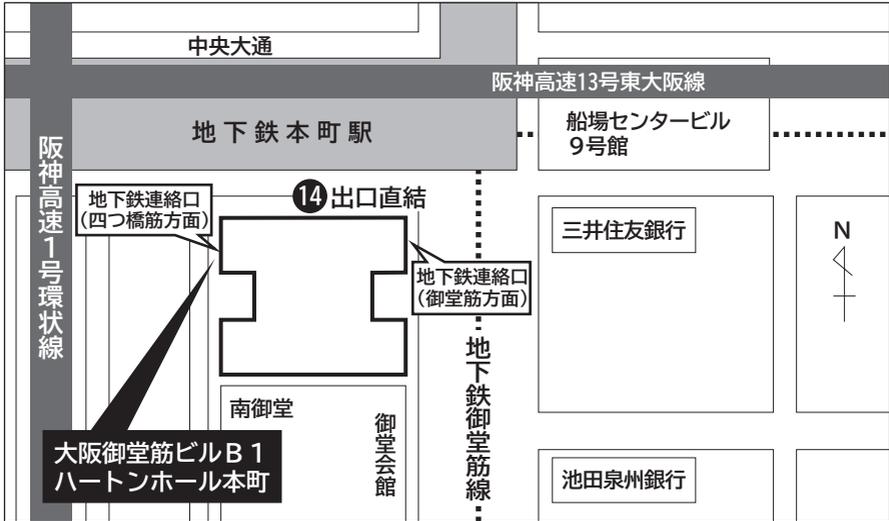
【普通株主様による種類株主総会】

議 案 定款一部変更の件
株主総会参考書類【臨時株主総会】に記載の第1号議案「定款一部変更の件」
の内容と同一であります。

以 上

株主総会会場ご案内

会 場 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビルB1
ハートンホール本町



○地下鉄 本町駅 ⑭番出口よりビルの地下に直接进入できます。



※第42期定時株主総会と会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

◎ 総会当日にご来場の株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。